

内閣人第 五 号

起 案

平成二五年 一月一〇日

決定	平成二五年一月二日
上奏	平成二五年一月二日
裁可	平成二五年一月二日

施行

平成二五年一月二日	平成二五年一月二日
-----------	-----------

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

内閣官房副長官

五

五

古



内閣総務官



裁 判 官 人 事

裁判官の人事について、別紙のとおり決定することといたしたい。

なお、本件に係る署名については、「閣議運営の効率化について（平成十一年

十月五日閣議決定）」により、内閣総理大臣限りとされている。

内 閣

最高裁人任一E第31号

平成25年1月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 竹崎博 允



判事補に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 平成25年1月16日)

(別紙)

池^{いけ} 本^{もと} 拓^{たく} 馬^ま

伊^い 藤^{とう} 健^{けん} 太^た 郎^{ろう}

伊^い 藤^{とう} 渉^{わたる}

今^{いま} 泉^{いづみ} さやか

上^{うえ} 木^き 英^{ひで} 典^{のり}

宇^う 野^の 由^{よし} 隆^{たか}

大^{おお} 曾^そ 根^ね 史^み 洋^{やう}

大^{おお} 面^{にし} 正^{せい} 悟^ご

大^{おお} 西^{にし} 那^な 奈^な

蕪^{かぶら} 城^き 真^ま 由^ゆ 子^こ

神^{かみ} 永^{なが} 曉^{さとる}

北^{きた} 原^{はら} 直^{なお} 樹^き

高^{たか} 木^ぎ 俊^{しゅん} 明^{あき}

高^{たか} 田^だ 卓^{まさる}

中^{なか} 川^{がわ} 真^ま 梨^り 子^こ

中^{なか} 田^た 萌^も も々

中^{なか} 村^{むら} 雅^{まさ} と人

藤^{ふじ} 田^た 直^{なお} 規^き

ふる	こおり	はな	え
古	郡	花	絵
み	か		あゆみ
三	坂		歩
もり	した	ひろ	き
森	下	宏	輝
か	た		つよし
岡	田		毅
お	の	こう	けい
小	野	航	介
かぶら	き	ゆういちろう	
蕪	城	雄一郎	
こ	じま	な	さ
小	島	奈	沙
いま	にし	ゆう	こ
今	西	由佳	子
いわ	お	ゆう	や
岩	尾	悠	矢
き	ひら	はる	な
紀	平	陽	菜
さい	とう	ち	ひろ
齋	藤	千	紘
ひら	やま	はう	こ
平	山	翔	悟
あし	た	やす	ひろ
芹	田	泰	裕
お	が	たか	ひろ
小	川	貴	裕
な	ぐも	よし	み
南	雲	良	美
はな	た	ま	お
葉	田	真	央
たか	はし	けい	こ
高	橋	静	子
はら		けん	た
原		健	太
のり	うち	ゆう	き
柺	内	友紀	子

島	田	旭
福	間	匠
池	内	史
白	倉	史
大	畑	也
金	好	や
木	村	子
黒	木	太
幸	田	美
豊	澤	希
中	井	美
茨	間	勝
藤	本	太
札	本	広
山	田	貴
高	戸	也
渡	邊	裕
尾	島	祐太郎
久	野	平

司	浩	中	田
奈	幸	本	松
子	美瑛	村	野木
昭	達	納	金
朗	太	井	中
代	沙	田	多
孝	康	田	松
介	健	田	太
恵		岡	吉
史	雅	山	土
子	陽	藤	内
明	孝	井	石
志	岳	崎	山
務		島	小
江	淑	松	小
一	公	水	清
司	孝	村	藤
介	裕	野	獅子
志	知	井	白

五 味 亮 一

久 保 晃 司

瀧 澤 孝 太郎

岩 見 貴 博

芹 澤 美 知 太郎

尾 田 い ず み

志 田 智 之

島 田 壮 一 郎

渡 部 孝 彦

蘭 泰 士

岡 英 美 子

貝 阿 彌 健

天 田 愛 美

鈴 鹿 梓 吾

中 原 隆 文

縮 井 雄 介

河 村 豪 俊